

## 小中一貫教育について

### 1 基本的な考え方

#### (1) 経緯

- 小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設
- 一方、津市では、全中学校区単位の小中一貫教育を推進するため、平成26年度から5中学校区ずつ小中一貫教育を開始し、平成29年度では全中学校区で実施

#### (2) 津市がめざす小中一貫教育

中学校区が一体となって保護者や地域と連携し、子どもたちの学力の向上と学校生活への適応を図り、豊かな人間性や社会性を育てることをねらいとしています。

このため、地域社会全体で子どもを育てる「横のつながり」を基盤として、幼児期から義務教育9年間を見通した一貫した教育計画に基づく「縦のつながり」を重視した教育活動を行います。

開始年度	小中一貫教育実施校	実施校数	準備校数
平成26年度	東橋内、西橋内、南が丘、美里、一志	5校	15校
平成27年度	橋北、芸濃、久居、香海、白山	10校	10校
平成28年度	橋南、南郊、一身田、西郊、豊里	15校	5校
平成29年度	朝陽、東観、久居東、久居西、美杉	20校	

※ 準備校は、各中学校区の開始年度に向け、推進体制の整備や小中一貫教育カリキュラムの作成等、ウォームアップ事業において、実践を通して準備を進めています。

### 2 推進体制

#### (1) 「津市小中一貫教育推進委員会」の設置

- 年間2回（5月、2月） 三重大学教授による評価・助言
- 津市の小中一貫教育の推進に向けた方向性について協議
- 各中学校区の進捗状況や課題などについて情報共有

#### (2) 「中学校区小中一貫教育推進協議会」の設置

- 年間10回程度の実施
- 各中学校区の推進方針を策定
- 中学校区推進協議会検討部会において、研究推進の概要案及び方針案を作成
- 小中一貫教育を推進するための部会の設置

主な部会：学力向上部会、生徒指導部会、人権教育部会、特別支援教育部会など

### 3 これまでの成果と課題（平成26・27年度）

#### (1) 学力の向上

中学校への接続を意識し、9年間を一体と捉えた系統的、連続的な学習の実施

【成果】① 9年間のカリキュラムによる教育の展開により、学習内容の系統性を意識した授業づくりや小中合同行事、地域の特色を生かした教育活動など、教育を短期的なスパンと長期的なスパンで捉えようとする傾向が見られました。

② 中学校区単位でALTや図書館司書を配置したことにより、英語教育や読書活動において一貫性のある取組が推進されるとともに、小学校間での格差が解消されました。

③ 授業力向上支援員や津市臨時講師、特別支援教育支援員を配置し、様々な教育課題や各学校の多様なニーズに対応した支援が促進されました。

【課題】① 各中学校区の特色や実態に応じた小中一貫カリキュラムを基に、子どもたち一人一人が学びを実感できる授業づくりをさらに推進させる必要があります。

② 小中一貫教育推進のための研修会や行事等が増えたため、中学校区の取組の精選を図るなど、教職員の負担軽減を図る必要があります。

#### (2) 学校生活への適応

小学校から中学校への途切れのない支援の実施

【成果】① 小学校から中学校への引き継ぎ（欠席状況等の情報共有等）や生活のきまりの共有等を行うことにより、中学校進学時の学習内容や生活リズムの変化による児童生徒のストレスを緩和しました。

② 児童が中学校の様子を体感できるよう行事や交流学习などを実施することで、生活における不安感を軽減し、生徒指導上の諸問題の抑制に繋がりました。

③ 合同避難訓練や合同清掃活動、ノーマディアデーの取組等を通して、家庭や地域との連携が促進されました。

【課題】① 子どもたちの生活習慣・学習習慣の確立を図るために、保護者や地域と連携した取組をより一層充実させる必要があります。

### 4 今後の方向性

○ 小中一貫教育基本方針、基本カリキュラムを踏まえ、学年や発達段階に応じた系統的な指導の充実を図ります。

○ 「わかる授業」をめざした授業づくりと指導の充実を図ります。

・ 「津市版授業改善マニュアル」及び「津市版家庭学習マニュアル」を平成28年度中に作成・配付する予定

○ コミュニティースクールや学校支援地域本部など地域との連携を基盤にした小中一貫教育を展開することで、中学校区における特色ある教育活動の推進を図ります。

○ 中学校区の実情に応じた取組を精選し、めざす子ども像の実現を図ります。